

# ○三条・燕・西蒲・南蒲広域養護老人ホーム施設組合長期継続 契約を締結することができる契約を定める条例施行規則

令和5年11月27日

規則第5号

(趣旨)

第1条 この規則は、三条・燕・西蒲・南蒲広域養護老人ホーム施設組合長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（令和5年条例第4号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(長期継続契約を締結することができる契約)

第2条 条例第2条第1号に規定する規則で定める契約は、次に掲げる契約とする。

- (1) 電子計算機、複写機その他の事務用器具の借入れに関する契約
- (2) 自動車の借入れに関する契約
- (3) 前2号に掲げるもののほか、管理者が適当と認めた契約

2 条例第2条第2号に規定する規則で定める契約は、次に掲げる契約とする。

- (1) 電子計算機、複写機その他の事務用器具の保守に関する契約
- (2) 電子計算機処理に係るプログラムの保守及び運用に関する契約
- (3) 給食の調理に関する契約
- (4) 前3号に掲げるもののほか、管理者が適当と認めた契約

(契約期間)

第3条 前条の契約の期間は、5年以内とする。ただし、管理者が必要と認めたものは、その上限を超えて契約の期間を定めることができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。